

第502回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和6年3月14日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和6年3月22日(金曜日)
午後2時

- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一會議室

議題

審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置(案)等について
(2) 宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について
(くろまぐろ(大型・小型)・すけとうだら・するめいか)
(3) 宮城県資源管理方針の変更について

協議事項

令和6年度海区漁業調整委員会開催計画について

報告事項

- (1) 第40回太平洋広域漁業調整委員会について
(2) 区画漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

出席委員

会長	關 哲夫	委員	大江 清明
会長代理	岩沼 徳衛	"	鈴木 章登
"	鈴木 政志	"	伊藤 新造
委員	高橋 平勝	"	千葉 富夫
"	菊田 守	"	平井 光行
"	高橋 一郎	"	尾定 誠

欠席委員

委 員 館 田 あゆみ

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第502回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げいたします。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。資料には右上に番号を振っておりますので、御確認の方お願いします。資料1といたしまして、審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」、資料4といたしまして、協議事項「令和6年度海区漁業調整委員会開催計画について」、資料5といたしまして、報告事項（1）「第40回太平洋広域漁業調整委員会について」、資料6といたしまして、報告事項（2）「区画漁業権における資源管理の状況等の報告について」、以上6種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら事務局の方までお声がけください。

よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。7番大江委員、14番石森委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

はい、阿部課長お願いします。

○事務局 阿部課長

審議事項の（1）いかつり漁業の制限措置（案）につきまして御説明申し上げます。知事許可漁業の手続きでございます。何度か委員会でも御審議いただいておりますが、漁業法の規定によりまして、許可の内容としまして制限措置を定めて、この委員会の意見を聴いた上で、公示を行うこととしてございます。本日は漁業法の第58条において準用いたします同法第42条第3項の規定に基づきまして、今回はいかつり漁業の許可にかかる制限措置の内容について御審議をいただくものでございます。このいかつり漁業は許可の有効期間を、県内船は3年、県外のこちらに入ってくる船は1年の許可としてございまして、両方とも本年5月31日をもちまして、許可の期間が満了いたします。6月の操業開始に向けて、改めて制限措置案につきまして御審議をいただきたいと考えてございます。担当から御説明申し上げます。

○關会長

はい、永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

私の方から、審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）等について」御説明させていただきます。

お手元の資料1を用いまして、説明させていただきます。1ページ目を御覧ください。1ページ目は県から委員会の方に制限措置等の内容について諮問するという文書の写しになっております。

2ページ目が今回諮問いたします、いか釣り漁業の制限措置等の内容の公示の案というふうになっております。こちらにつきましては、また後ほど最後に戻って説明させていただきます。

3ページ目以降がいか釣り漁業の概要についてまとめた資料でございます。いか釣り漁業につきましては、本県の沿岸域において5トン以上30トン未満の小型のいか釣り漁船によって、主にするめいかややりいかを漁獲対象として行う漁業となっております。2番、許可制に係る経緯ということでございますけれども、こちら昭和63年に知事許可の漁業

に移行いたしました。その後、平成6年以降なんですけれども、岩手県との操業境界をめぐる問題があつたということで、以降、相互利用が途絶した状態が続いておりました。その後なんですけれども、岩手の関係ですとポツを1つ飛ばして4つ目のポツですけれども、平成24年に岩手県、宮城県の業界代表者間で、共同利用海域を設定いたしまして、協調操業の確認書というのを取り交わして、相互利用が開始したということでございます。それから操業期間に関するこことということで、1番下のポツですけれども、平成31年に、それまでの操業期間が6月の1日から1月の31日までだったところを1ヶ月間後ろに延長いたしまして、2月末日までに延長されたという経緯がこれまでにございます。3番の水揚げ状況でございますけれども、下のグラフはするめいか、やりいかそれぞれの県内の魚市場への水揚げ量の推移というふうになっております。上がするめいかの水揚げ量の推移でございまして、各漁業に分けてグラフが書かれております。御覧のとおり、近年は大変不漁となっておりまして。令和5年、直近の1番右側を見ていただきますと全体で1,574トンというふうになっております。ほとんどが底びき網漁業による漁獲でございまして、今日議題になっております。いか釣り漁業につきましてはこのうちの3トン弱というふうに非常に少なくなっています。下がやりいかの水揚げ量でございますけれども、こちらは逆に近年増えておりまして、令和元年以降は、全国で1位の水揚げ量となっているということでございます。直近の令和5年につきましては、宮城県全体で1,937トンの水揚げがございましたが、こちらにつきましても、ほぼ底びき網漁業による水揚げというふうになっております。近年はするめいかよりやりいかの水揚げ量の方が多くなっているという状況でございます。

4ページ目も、水揚げ量のグラフの続きでございますけれども、こちらは宮城県内に水揚げされるやりいか、するめいか、あかいか、その他のいかのいか釣り漁業による、漁獲量の推移でございまして、御覧のとおりグラフがほとんど見えなくなるぐらい少なくなっているという状況でございまして、令和5年は3.3トンというふうになっております。いかの資源の状況ということで、4番に記載してございます。するめいか、やりいかそれぞれ書いておりまして、1つ目がするめいかでございますけれども、するめいかにつきましては、下の地図のとおりの分布域となっておりまして、宮城県で主に漁獲対象とされるのがするめいかの冬季発生分ということなんですけれども、こちらの分布域を示しております。国の資源評価によりますと、右側のグラフのとおりでございますけれども、2015年以降、大きく減少しているという状況ということです。それから2つ目、やりいかの資源状況でございますけれども、やりいかの分布域につきまして、するめいかの隣の右側の地図に示しております。反対にやりいかにつきましては、本県の漁獲対象がこちらの太平洋系群というところなんですけれども、太平洋系群につきましては、資源水準は高位、それで資源増資動向は増加ということで資源評価がされております。

5ページに説明が続いておりますけれども、仙台湾周辺では鹿島灘から北上する従来のやりいかの来遊資源に加えまして、近年は、仙台湾周辺域で孵化した稚仔が新規加入することで資源が急増しているというふうに推定されております。

漁業者による資源の自主管理ということで、いか釣り漁業につきましては、漁協の県小型漁船漁業部会、いか釣り漁業委員会において自主調整方針を策定いたしまして、一日当たりの漁獲上限であるとか、箱詰めの規格であるとか、そういうたきめ細かなルールを定

めて操業を実施しているところでございます。

5番の許可の概要でございます。いか釣り漁業につきましては、漁業の時期が県外船と県内船で異なっておりまして、県内の宮城県の船につきましては6月の1日から、2月の末日までが漁期となっております。一方で県外船につきましては6月の1日からですけれども、終わりが1月の31日までというふうになっております。それから船舶の総トン数につきましては、5トン以上30トン未満の許可となっております。許可または起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、公示の際に別途を定めるということで、今回案をお示しすることとなっております。この具体的な数字につきましては、以下の6番の許可の対象のところで説明させていただきます。漁業を営む者の資格につきましては、それぞれ県内、県外に住所を有する者ということで、岩手県の船に関しましては宮城県漁協と岩手県漁連の間で結ぶ協定に参加する船というふうになっております。(2)の許可の有効期間につきましては、県内の船が3年、県外の船が1年となっております。それから許可の主な条件ということで、以下のような条件を設定しております。下の6の許可の対象ということで、いか釣り漁業の許可枠の設定についてのところでございます。いか釣り漁業につきましては、海況によって漁場形成が広域に変動するということで、都道府県間で出漁の希望というものを業界間、行政間で調整を致しました上で、お互いに入会をしながら許可を出しているという状況でございます。まず県内の船の宮城県沖のいか釣り漁業についての許可でございますけれども、県内船につきましては、震災前の許可数というのを許可枠というふうに設定いたしまして、当面の間はこの8割である78隻を運用枠ということで、こちらの運用枠の範囲内で許可枠の方を設定しているというところでございます。

実際の3年ごとの許可につきましては、漁船漁業部会の方で許可隻数を取りまとめて県に提出いたしまして、県はこの許可希望隻数をもとに、今回、海区漁業調整委員会の方に諮問させていただきまして、公示枠を設定するという流れになっております。県外につきましては、漁期前に毎年行政間で各県に出漁希望調査を行いまして、それを取りまとめて県の小型漁船漁業部会のいか釣り委員会の方に意見を聞きまして、許可隻数の方を決定するという流れで設定しています。

6ページ目が県内と県外の船の許可隻数の推移というふうになっております。上の方が県内船の許可隻数の推移ということで、上の表が直近、平成30年から、令和5年までの許可件数となっておりまして、下のグラフは昭和55年以降の宮城県の船の許可隻数の推移となっております。表の方御覧いただきまして、令和6年6月からの公示枠の案といたしましては24隻というふうに記載しております。

それから県外の船につきましては下の細かい表になっておりますけれども、各県の許可隻数の推移を示した表でございます。1番左側が入会を希望する道県名、それからその隣が許可枠となっておりまして、その隣から平成21年以降の令和5年に至るまでの許可隻数の推移、そして令和6年の案、そして増減というふうに示しております。上からですけれども北海道につきましては許可枠12に対しまして令和5年度は12隻の許可となりまして、令和6年度の公示許可枠の案といたしましては12というふうにいたしました。青森県につきましては21隻+αの許可枠がございますけれども、令和5年の許可数が21ということで、令和6年も同数の21としております。岩手県につきましては許可枠20隻でございますけれども、こちらに対しまして、令和5年は3隻の許可でございました。

令和6年につきましては、事前の希望調査で2隻が出漁したいという意向だということなので、令和5年より1隻減の2隻を許可枠として記載しております。それから長崎県が2の許可枠に対しまして、令和5年が2隻の許可で令和6年も2隻ということをしております。最後、鳥取県でございますけれども、3隻の許可枠に対して令和5年が3隻の許可、そして令和6年も3隻の案というふうになっておりまして、合計で令和6年は昨年から1隻減りまして40隻の公示枠ということで、示したいというふうに考えております。(3)でございますけれども、県内船につきましては、先ほど説明申し上げた流れのとおり県小型漁船漁業部会の方に意見を聞いた上で公示枠の方、令和5年から2隻減の24隻ということで公示したいと考えておりますで、県外船につきましても表のとおり合計で40隻ということでおいかがというかということで、いか釣り漁業委員会の方に意見をお聞きしましたところ県外船の操業自体ほぼないということで、許可枠内の隻数であれば支障ないということでしたので、上記のとおり40隻ということで公示したいと考えております。

資料2ページ目に戻りまして、制限措置等の公示の案でございます。表を御覧いただきまして、今回公示する公示枠でございますけれども、今説明申し上げましたとおり、1番上の県内船につきましては、24隻。それから県外につきましては、岩手県が2隻、北海道が12隻、青森県が21隻、長崎県が2隻、鳥取県が3隻、合計40隻ということで、公示の方をしたいというふうに考えております。許可の申請の期間でございますけれども、令和6年4月1日から令和6年5月8日までと考えております。私の方からの説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

永木さんどうもありがとうございました。県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ありましたら御発言願います。なお、発言に対しましては、いつものとおり挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて発言をお願いします。どなたか質問ございますか。6番、高橋委員。

○高橋（一）委員

今回の制限は5トン以上ということですが、例えば5トンに満たない船が漁場の周辺に行って、電気等をつけないで釣りをした場合はどう対処するべきなのか。つまり、5トンに満たない船がその周辺で、私も釣りをしたいといった場合はどういう扱いになるか。

○關会長

お答えいただける方いますか、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

5トン以上30トン未満が知事許可漁業としていますので、5トン未満の漁船のいかつりは自由漁業という形になります。実際に気仙沼地区では、5トン未満のいかつり漁船がほかの5トン以上の方と同じように操業しております。全国的に5トン未満は自由漁業にしている都道府県が多いと思います。以上です。

○關会長

高橋委員よろしいですか。

○高橋（一）委員

うちの支所の4トンの船が、その周辺に行っていかつりをすると、許可船から、邪魔だとか、許可がないので駄目だと多少言い合いがあるんですよね。私たちも4トンくらいの船はやっぱり駄目なのかなと思い、その周辺に行って釣りをするのは控えます。自由操業であることは了解です。自由だからといって、その周辺で自由に操業しなさいとは言いかねますがね、わかりました。

○關会長

そういう希望の方、非常に多いんでしょうか。実際、そういう場に遭遇すると5トン以上の方々は目くじら立てることになるんじゃないでしょうかね。調整難しいですね。

○高橋（一）委員

自由操業でも構わないんですけど、私は絶対言いません。邪魔をしないように。

○關会長

それでなくても、いか資源がやりいかを除いては非常に零細になっていますので、その本当に許可を得て操業していらっしゃる方々に、まずは漁業を成立させていただくよう、気持ち的には配慮いただけないかなという。これは私の判断ですが、そのようにお願いしたいと思います。首かしげていらっしゃる伊藤委員はよろしいですか。

○伊藤委員

いかも少なくなったかもしれないけど、あれは遊漁船がいか釣りをやらせているんだよね。そういうのはどういう扱いなんですか。遊漁船も5トン以上の船はたくさんありますからね。許可をもってやっているのか。

○關会長

今回、遊漁の問題には触れていないので。実際に漁業を営む場合の制限措置を定める諸問事項なので、遊漁については県の方で、今後、どういう取扱い、方針になるのかをいつの時点かで御披露いただければと思うんですが、いかがですか。

○伊藤委員

資源が少ないから。

○關会長

今日のこの制限措置の論議とは外れるかと思いますので、いずれ、県当局の方から情報提供をお願いしたいと思います。それでよろしいでしょうか。他にございませんか。尾定委員。

○尾定委員

操業期間について、今、気がついたんですけど、1月末から2月末まで延ばしましたよね。それは宮城県船、宮城県に在住する人の漁業者の船であって、県外のは一応1月末のままですが、県外の船も了解済みですか。またこれは県内漁業者に配慮して1ヶ月操業期間を長めにしようと、こう2段構えされているとか、どういう事情だったのか、そのあたりお聞きしたかったんですが。

○關会長

芳賀さんお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

もともといがつり漁業の許可は県外も県内船も1月末まででした。延長した背景ですが、通常、やりいかが年末にかけて接岸して、それを漁獲するというパターンだったんですけども、平成の20年代後半だったかと記憶しておりますが、1月の後半になんでもとれた時期がありまして、沿岸に寄ってきてるので関係機関と調整をして、1ヶ月延長しようということで延長した経過がございます。県外船の方はそのままにしたのは、明確な手持ちの資料は持ちあわせていませんが、関係県に事前に周知しており、同一に扱ってくれという御意見はない状況です。

○關会長

尾定委員よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。

なければ、いかつり漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあった原案通りで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか？

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年3月21日付水振第1089号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することにします。

○關会長

次に審議事項（2）「宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）」を上程いたします。県から御説明お願いします。

佐藤課長、お願いいします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

私の方から、宮城県資源管理方針に係ります令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について御説明をさせていただきます。漁獲可能量、いわゆるTACでございますが、TAC

管理につきましてはその対象となる魚の種類、魚種ごとに国が全体の漁獲可能量を毎年設定いたします。それを各都道府県に配分をいたしまして、それに基づいて、各県において知事管理漁獲可能量、いわゆる県TACを設定することになってございます。今般、令和6管理年度のくろまぐろ大型魚、くろまぐろ小型魚、すけとうだら太平洋系群、するめいかの4種類につきまして、漁獲可能量の割り当てが国から示されてございます。県の知事管理の漁獲可能量、県TACを設定する際には、海区漁業調整委員会の意見をお聴きすることが漁業法第16条で定められておりますので、本日御審議をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。詳細は担当から御説明申し上げます。

○關会長

矢倉技術主査お願いします。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

1ページ目は諮問となっておりまして、2ページ目以降が資料となってございます。2ページを御覧ください。審議理由といたしましては、令和2年12月1日に定めました宮城県資源管理方針について、くろまぐろ小型魚・大型魚、すけとうだら太平洋系群及びするめいかにつきまして、令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を定めるものということで、今般、お諮りさせていただきたいと思います。内容といたしましては、くろまぐろは数量管理として小型魚61.5トン、大型魚22.6トンの当初配分がございました。すけとうだら、するめいかにつきましては、漁獲可能量を共に現行水準で当初配分がございました。経過といたしましては、令和5年12月21日にくろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知を水産庁よりいただいております。同様にすけとうだら、するめいかに関しましては、2月13日に当初配分の通知を受け取っております。また、2月22日、2月26日にくろまぐろ管理委員会を開催し、くろまぐろ漁業者にくろまぐろの配分について説明を行っております。今般、諮問させていただきまして、3月25日に農林水産大臣への承認申請を経て、26日を目処に計画承認通知を公表というスケジュールを予定してございます。3ページを御覧ください。こちらの方は知事管理漁獲可能量の漁業種ごとの配分案となってございます。くろまぐろ小型魚につきましては、61.5トンの配分でございましたけれども、このうち3.0トンを県留保枠として留保しております、残り58.5トンをくろまぐろ小型魚に配分いたします。大型魚につきましては22.6トンの配分でございましたけれども、これも5%相当の1.1トンを県留保枠に配分いたしまして、残り21.5トンをくろまぐろ大型魚に配分いたします。すけとうだら、するめいかにつきましては、現行水準ということで、知事管理区分においてすけとうだら、するめいか共に現行水準での配分となります。4ページよりくろまぐろについて詳細な説明をさせていただきたいと思います。まず5ページが水産庁より受け取りました当初配分の通知でございます。くろまぐろ小型魚61.5トン、大型魚が22.6トンでございます。6ページにお示しましたのが、令和6管理年度のくろまぐろ漁獲枠配分の考え方でございます。まず小型魚、大型魚ともに枠の5%を県留保として留保しております。また小型魚、大型魚ともに第9管理期間当初と同じ割合で定置漁業と漁船漁業に分けて配分してご

ざいます。小型魚は定置漁業 87.9%、漁船漁業 12.1%、大型魚は定置漁業 74.9%、漁船漁業 25.1%でございます。また各漁業種内で、宮城県におけるくろまぐろ協定というものがございまして、定置漁業、かじき等流し網漁業、はえ縄漁業の 3 漁業種において、漁業者間で協定を結んでおります。この中にこの受け取った枠をさらに個別の漁業者に配分してございます。

7 ページを御覧ください。こちらは参考までにお付けした資料でございますけれども、知事管理漁獲可能量の設定変更時の手続きについておさらいということで載せてございます。まず TAC の配分、国から都道府県別漁獲可能量という形で通知されまして、それが県で決定した知事管理漁獲可能量というものとして認められますと県 TAC として公表される形でございます。都道府県別漁獲可能量については、まず水産政策審議会で審議されまして、知事の意見照会が行われまして、その後に各都道府県に通知が参ります。それを今般のような海区漁業調整委員会で御審議いただきまして。その後で農林水産大臣の承認を経て、正式に TAC として決定するということになってございます。なお、軽微な変更の場合は、この海区漁業調整委員会での審議を省略いたしまして、農林水産大臣への報告の後に公表されるということになります。今回のような年度初めに行われる当初配分ですかね例年 5 月から 6 月にかけて行われる追加配分については、海区漁業調整委員会でお諮りして知事管理漁獲可能量を決定してございます。また、漁獲状況に応じまして、県留保枠からくろまぐろ漁業への流用または他県との交渉による枠の増減等を行うことがございますが、これについては軽微な変更という扱いで、事後報告させていただくという扱いしております。

8 ページを御覧ください。今年度、令和 5 管理年度のくろまぐろの漁獲枠の配分調整の御報告でございます。まず、5 月の時点で小型魚 80.2 トン、大型魚 26.3 トンの枠がありましたけれども、諸々の調整がございまして、現在小型魚 77.4 トン、大型魚 29.1 トンとなってございます。真ん中の欄に変更の履歴についてお示ししておりますけれども、1 月 28 日にこれは県内の漁業者間の合意による交換でございまして、かじき等流し網漁業の小型魚の枠と定置漁業の大型魚の枠を交換いたしました。また、2 月 22 日にかじき等流し網委員会にて協定違反船の漁獲枠を留保枠から補填することが決定いたしました。これについては後ほど詳しく説明いたします。他県との交換が 2 回ございまして、2 月 27 日には定置網漁業の小型魚枠を福井県の大型魚枠と交換いたしました。また同様に 3 月 7 日にはかじき等流し網漁業の小型枠を香川県の大型魚枠と交換いたしました。

9 ページを御覧ください。こちらは先ほど申し上げました留保枠からの補填というものについて御説明させていただきたいと思います。まず、先ほど申し上げましたとおり、県からはくろまぐろ漁業全体に TAC の配分を行っておりまして、そこから先には各漁業者が設けております管理委員会で自主的な措置として個別配分を行っているという形でございます。そのうちの主要な漁業の 1 つにかじき等流し網漁業がございますけれども、今年の 2 月 20 日から 21 日にかけてかじき等流し網漁業者の 1 名が自身の個別配分の枠を大きく超えたくろまぐろを水揚げしてしまうという事案が発生いたしました。枠からの超過分、小型魚は 238 キロ、大型魚には 1,220 キロでございました。これによって県全体のくろまぐろ漁獲枠を超過するまでには至らなかったのですけれども、他のかじき等流し網漁業者は、すでに自らの枠を消化しているか、もうすぐ消化する見込みがあるという状

況でございましたので、かじき等流し網委員会参加者内で穴埋めをするということが困難な状況でございました。このため、他漁業者の配分枠を圧迫する事がないよう配慮し、大型魚の漁船留保として取っておいた枠の中から暫定的に補填を行いまして、ペナルティとして当該漁業者には翌年以降の個別配分枠よりこの件に対して返済を行わせるという形をとることといたしました。当該漁業者から返済されてきた分につきましては、来年度、県留保枠に組み込んだ上で、漁船漁業を対象とした追加配分の原資として使用する予定でございます。また、今後同様の事態の発生を防ぐために悪質な枠超過事案が発生した時の罰則規定等について各委員会内で協議する予定となってございます。

10ページ、11ページにはそれぞれ福井県、香川県と漁獲枠の交換を行った時の農林水産大臣からの変更の通知を載せてございますので、御参考いただければと思います。

12ページからすけとうだら太平洋系群、するめいかの話となります。

13ページがすけとうだら、するめいかの当初配分の通知となってございます。どちらも現行水準ということで、この現行水準というのは、目安量だけが示されて、実際の数量管理ではない、そういう配分でございます。すけとうだら太平洋系群は、宮城県の全国におけるシェア0.27%、するめいか0.36%と極めて少ない値ですので、このような配分となってございます。

14ページに今までのすけとうだら及びするめいかのTAC設定値及び全国漁獲実績と宮城県知事管理漁業の漁獲実績及び全国漁獲量に対する割合ということで資料を載せさせていただきました。左側のグラフがすけとうだら、するめいか、それぞれの国のTAC設定量と、実際に漁獲された全国の漁獲実績でございます。すけとうだらは比較的横ばい状況で、するめいかに関しましては全国的に漁獲量が減少している傾向にございます。すけとうだらの宮城県漁獲量が全国に占める割合は0.1%程度でございます。するめいかに関しましても、全国的に不漁でございますので、宮城県の占める割合は近年上がってはいるのですけれども、0.7%程度となってございます。説明は以上でございます。

○關会長

矢倉さんありがとうございました。県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。発言の方法は以前と同じにお願いします。

木村委員。

○木村委員

さめのはえ縄は届出漁業ですか。

○關会長

芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

10トン以上の漁船を使用して200海里以内の海域でさめ、かじきをはえ縄でとる場合には、大臣への届出漁業となります。気仙沼に水揚げされるもうか縄は、岩手県、宮城県でも19トンクラスの船が操業していますが、その大半は大臣への届出をした上で操業し

ております。

○關会長

木村委員よろしいですか。

○木村委員

そういう漁業者にはこのまぐろの枠はないと思うんですけど、県の留保枠をいくらか与えることはできないものか。

○關会長

芳賀さんお答えできますか。

○水産業振興課 芳賀技術補佐

留保枠の扱いの前に、漁業許可の制度の方から御説明したいと思います。さめの漁獲自体は確かに大臣届出ですけども、その中でくろまぐろが仮に混獲された場合、TAC自体は大臣管理ではないです。また、くろまぐろを狙ってとるということに対しては、大臣へのえ縄の届出の他に広域漁業調整委員会の承認が必要になります。先ほど基盤整備課の方から御説明のありました、くろまぐろ管理委員会に加入されている方も、大臣に届出をした上で、別途、広域漁業調整委員会のくろまぐろの承認を得て、そのうえでTAC配分を受けて操業している状況です。最近は、さめのはえ縄をされている方は、大臣の届出だけという方が多いと認識しております。

○關会長

佐藤課長、お答えいただけるそうですので、よろしくお願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

もし、さめ延縄で、まぐろがかかった場合には放流していただくように御指導をお願いいたします。

○木村委員

県の方でできないかなあと思ってお聞きしたわけです。枠を回してやることができないものかなあと思って。

○關会長

漁業の種類が違う人がくろまぐろをとってしまうと、これは放流していただくしかないルールになっているようですが、これに関連してもう少し説明いただける方いらっしゃいますか。佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

狙ってとっているわけではないという意味ではですね、定置もそうなんですね。そういう

う意味では、全体の国際的な資源管理の中、取り決めの中でそういう取組をやっているということなので、お気持ちは十分わかりますけれども、仮に他の漁業で混獲があった場合には、放流をお願いするというのが、我々としての立場ということで御理解いただきたいと思います。

○關会長

本業でくろまぐろを許可に基づいてとっている方が、枠を設定されて、その中で漁業を営んでおり、国際ルールの中で管理されて、やらないといけない事情を今背負っているわけです。だから、それ以外の漁業で間違ってとってしまった人が増えていたら、管理ができなくなってしまうと思われますので、佐藤課長から御説明頂いたように、ちゃんと放流していただかなければいけないという現状だと理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。他にございませんか。

鈴木委員お願いします。

○鈴木（章）委員

くろまぐろは、うちの方の地区でも、やっぱりとりたいって騒いでいるんですが、61トンから22トンという、宮城県の枠はわかるんですけども、各県の枠というのはどの程度あるか知りたいかなと思うのが1つと、県内のかじきとか、もうかとか、定置の割り当てがあると思うが、何隻割り当たっているという細かい数字教えてもらえば、わかりやすいと思う。

○關会長

この件について、数量、隻数等、他県の枠も知りたいとの御要望ですが、この場でお答えできる方いらっしゃいますか。杉田さん、お願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

くろまぐろの国内の配分につきましては、大臣管理分と、都道府県の管理分とに分かれております。このうち、宮城県の数量については、先ほどお話した内容になってございます。他の県は、これまでの漁獲実績なども踏まえまして配分されており、それぞれいろんな数量が配分されております。岩手県につきましては、小型魚ですけども、だいたい100トン弱とかですね。青森は360トンのような形で配分されておりまして、こちらにつきましては、水産庁のホームページでも掲載されているところでございます。県内のくろまぐろの承認の漁船、漁船漁業の分につきましては、はえなわの方が3隻、かじき流し網が9隻になります。定置は基本的には入ってくるのが拒めないということで水揚げすることができるんですけども、協定に参加している定置業者さんは20者でございます。以上でございます。

○關会長

今のお答えでよろしいですか。

○鈴木（章）委員

もともとの枠が少ないので、1経営体当たりの割り当ては大変かと思う。とりすぎる船も出てくるのかなと思い聞いてみました。

○關会長

今、くろまぐろはかなり増えているそうです。例えば青森県も一時、とりすぎてもう罰則を出されたのですが、漁業者はもっと増やすべきじゃないかという、すごい勢いでクリームをつけています。今のところ、現状で増やしてほしい要望は各県とも出ているようです。佐藤課長、よろしいですか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

鈴木委員がおっしゃるようなお話を聞いています。確かに、毎年WCPFCの会議が行われるんですが、資源の評価自体は毎年は行われません。今年、2024年、資源の再評価が行われますので、その国別の割り当て量も見直しをされます。その時に日本の漁獲割当を十分に確保してほしいと、その上で各県への配分も増やしてほしいというお願いは、各県から国に対して、これまで、またこれからも行っていくということで、我々頑張っていきたいと思っております。

○鈴木（章）委員

この場では海は見えないが、我々が見ていると、わかめを見に行っているときに、すぐ30mから50mのところにまぐろが渦巻いているんですよね。2つとか3つとか。

○關会長

生態的に増えて、もっと国際的に許可になるのを望みながら、今は待つしかないというのが現状のようです。よろしくお願いします。他にございませんか。

鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

佐藤課長にお伺いしたいんですけども、再放流って言いましたが、まぐろの許可を持っている船以外、例えば我々の船でも小型魚、大型魚がかかるんですよね。それで再放流した場合、課長も御承知のとおり、まぐろは非常に死にやすいです。その場合、水産庁でも再放流ということで指導されているはずなんだけれども、これ不法投棄に当たるんじゃないかなという漁師さんがいるんですね。100キロのまぐろがかかっていても、死んでいるから放流できないと。その場合、例えば不法投棄になって保安部なんかに検挙された場合は、どう言い訳をすればいいのか。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

すみません、最終的に生きるか死ぬかまで確認はされておりませんので、とにかくかかったらすぐ放流してくださいという話しか我々はできません。

○鈴木会長代理

水産庁も県の対応も曖昧というか、結局、捕まつたら捕まつた人が損するということになるということだよね。理屈から言つたら。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

資源管理そのものの考え方ですけれども、例えば枠を超えると操業停止しなきゃいけない。定置でかかりすぎれば、定置網そのものを休まなきゃいけない。いわしもさばも獲れない。そういう厳しい管理の中で取組をしているので、鈴木会長代理がおっしゃったような、矛盾と思われる部分についてはあるかとは思いますけれども、漁業者がお互いの幸せのために再放流をしてくださいとしか我々は申し上げられません。よろしくお願いします。

○鈴木会長代理

わかりました。

○關会長

まぐろについては、期待が要望をもたらしているようですが、今のところなんとかルールを守って、次に良い量の枠が許されるのを待ってくださいという状況です。よろしくお願いします。

高橋委員。

○高橋（平）委員

先ほど佐藤課長さんの方からですね。2024年度にくろまぐろの資源量の再評価がなされるということでしたが、この評価結果が反映されるのは来年度反映されるのか、それとも2、3年ぐらいタイムラグがありますか。

○關会長

佐藤課長。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

翌年度、25年度です。

○關会長

高橋委員、よろしいですか。だいぶ論議がありましたが、他に何かございますか。よろしいですか。なければ、宮城県資源管理方針にかかる令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について（くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか）は、県から諮問のあつたとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年3月22日付け水整第453号により諮問のあったことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

○關会長

審議事項（3）「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から御説明をお願いします。

佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

それでは審議事項（3）宮城県資源管理方針の変更について御説明いたします資料3になります。改正漁業法、改正されてしばらくになるんですけども、新しい資源管理の考え方、枠組みにおきまして、先ほどよりお話ししております、公的な規制であるTAC管理の強化を基本とし、これまでどおり漁業者による自主的な資源管理についても、引き続き重要な役割を担っていくと位置付けられてございます。法に基づきまして、県で資源管理方針を作ることになっておりますが、対象となる魚種ごとに、資源管理に関して県が基本的な事項を定めるとされておりまして、TAC管理以外のこれまででも引き続きやって参りました漁業者の皆様による自主的な資源管理の取り組みについても、県が定める基本方針の中で方向性、考え方を示して、それに基づいて、自主的な資源管理をしていただくということとされてございます。今回、資源管理方針を変更いたしまして、現在、漁業の方々が取り組んでいる自主的な資源管理が行われている、10種類の資源管理の方向性を定めた資源管理方針、これを新管理方針の別紙という形で追加するという作業を行ったところでございます。なおこの別紙の考え方に基づきまして、これまで資源管理計画という形で漁業の方々に取り組んでいただいておりましたが、資源管理協定という形に名称が変わり、この協定に参加していただくことで、いわゆる収入安定対策、積立ぶらすの加入要件になりますというものですございます。資源管理方針を変更する場合には、漁業法に基づきまして、海区漁業調整委員会の意見をお聴きするということになっておりますので、御審議いただくものでございます。詳細は担当から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○關会長

それでは矢倉さんお願ひします。

○水産業基盤整備課 矢倉技術主査

1ページ目が諮問でございます。資料は2ページ目からになります。宮城県資源管理方針の変更についてということで説明させていただきたいと思います。まず令和2年に新漁業法が施行されましたけれども、旧漁業法における自主的資源管理体制というものがどういったものかと言いますと、特定水産魚種、TAC対象種ですね。これにつきましては、TAC基本計画というものがございまして、これに即して作られた都道府県計画というもの

があり、これらによって管理されていたという状況でございます。それ以外の魚種につきましては、国や都道府県が定めた資源管理指針がございまして、それに即して漁業者の団体が自主的に定めた資源管理計画というものがあり、これに基づいて資源管理が行われるといったものでございます。なお、漁業経営安定対策、積立ぶらすは平成23年から始まっておりますけれども、こちらは資源管理を行う漁業者が経済的な負担を感じることなく操業できるようにというコンセプトで作られたものでございまして、この資源管理計画の内容を遵守することが、利用の要件として設定されてございました。新漁業法における管理体制はどうなるかと申しますと、資源管理に関する基本的な事項が公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定められることとなりました。資源管理基本方針は国が定めるものでございまして、これに即して都道府県の資源管理方針というものが作成されます。また、従来は漁業者が自主的に定めるのは資源管理計画でございましたけれども、今度は資源管理協定というものになりますし、この資源管理方針に則して作成されることとなります。こちらについても積立ぶらすの利用の要件となってございます。またこの都道府県資源管理方針というのは、対象魚種一種ごとに資源管理の詳細を定めた別紙というものがつくことになってございます。別紙には3種類ございまして、別紙1は特定水産資源TAC対象種を対象としたものでございます。別紙2につきましては、国が重要な魚種とみなして、国が別紙を作っている種でございます。別紙3というのがその他の魚種でございまして、主に沿岸性の魚種でございます。本県の現在の状況を申し上げますと、資源管理方針の本文とTAC対象種の別紙1の1から1の9につきましては、令和3年度までに策定しております。今般、漁業者が資源管理協定を作成するにあたり、資源管理協定の対象となる沿岸魚種10種類につきまして、この資源管理の方針を定めた別紙を作成させていただきたいと思います。この別紙の作成におきましては、本県水産技術総合センターの知見を元に協議して作成してございます。またこちら1月23日に案について水産庁に事前確認を受けておりまして、今回3月22日に諮問させていただき、25日に農林水産大臣への承認申請を提出する予定でございます。26日を目処に承認通知がいただけましたら公表という形を予定してございます。3ページ御覧ください。こちらは資源管理方針、別紙3というものがどのようなものであるか、記載例でございます。こちらは水産庁からいただいたテンプレートをもとに、こちらで作成したものでございます。記載する内容といたしましては、水産資源の名前、資源管理の方向性、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、その他資源管理に関する重要事項の4つを記載する必要がございまして、一番大事なのが第2資源管理の方向性でございます。こちらの資源管理の方向性ですが、資源をどのようにしていくかということを定量的な目標を記載する必要ございます。こちらの例につきましては、資源水準を10年までに中位以上に回復させると書いておりますが、水産庁から提示された例としては、例えば資源水準を何年までに中位以上に回復する、といった具体的な記載があります。また、すでに中位以上になっているものにつきましては、中位以上に維持することですか、あるいは1隻あたり何キロ程度のCPUE水準を維持する、といった内容が示されています。こうした具体的な目標を記載して、水産庁に事前確認を受ける必要があるといったものでございます。今回、対象種とした魚種につきましては10種類でございます。4ページの方に一覧を載せてございます。まこがれい、つのなしおきあみ、いかなご、えぞあ

わび、しろさけ、まあなご、あかがい、うばがい、こたまがい、ひらめでございます。それぞれの魚種について、別紙の根拠になった資料を次以降のページにお示ししてございます。変則的な形にはなってしまいますが、ページの下半分にこの別紙の案を示しいたします。上半分にはその根拠となりました分析のデータのスライドを載せてございます。

5ページにはまこがれいでございます。まこがれいの主漁法は刺し網、小型底びき網などで行われ、県全体の漁獲の7割から9割程度が仙台湾での漁獲となっております。非常に宮城県沿岸に特有の種と言えます。震災後、資源量は増加しましたが、その後は減少傾向にあります。自主的な管理措置としては、産卵期における保護区の設定や産卵後親魚の再放流が行われています。また、牡鹿半島以北地域では小型魚保護などが行われています。資源評価のためのデータとしては、漁獲量や年齢別の漁獲日数などがあり、県と漁協により行われています。また、VPA、年齢別の個体数組成を解析する手法でございますけど、生まれ年ごとの資源量などが分析されています。資源の水準は低位、減少傾向にあり、管理の方針としては、県が資源評価を通じて、資源の水準を令和10年までに中位以上に回復させることを提案しています。6ページはつのなしおきあみでございます。つのなしおきあみは、春期に親潮が南下することで漁場が形成され、船びき網により漁獲される魚種です。近年は親潮の北偏が顕著となっており、漁場が形成されにくく、不漁が続いています。資源の水準は低位、減少傾向にあり、自主的な管理措置としては、部会により総漁獲量や1日あたりの漁獲量の制限や、定時休漁が定められています。資源評価データとしては漁獲量CPUEなどデータがございます。また、県や水研による資源評価が行われています。資源管理の方向性につきましては、県が行う資源評価で水準を令和10年までに中位以上に回復させることを提案してございます。ただ、つのなしおきあみは海況の変動の影響を受けやすいため、資源管理の方針は適宜再検討を行うことを本文中に記載してございます。

7ページはいかなごでございます。正確にはいかなごとおいかなごの2種類が混ざっているため、別紙の水産資源名には正確な名前で記載されています。こちら、成魚をすくい網で、当歳魚を火光利用敷網で漁獲されてきましたが、漁獲量が2019年以降激減している状態でございます。すくい網では、2020年から2023年まで漁獲ゼロ、火光利用敷網では、2022年に35トンの水揚げがありましたが、それ以外の年では2020年から漁獲ゼロとなっております。こちら、漁獲量が激減した年と黒潮系水、黒潮の暖水ですね、波及年が一致しており、海洋環境の変化の影響を強く受けていると考えられております。また、黒潮の波及に伴うかいあし類の減少により餌が減り、漁獲量の激減が起こっているということが要因の1つと考えられます。こちらにつきましても、おきあみと同様に総漁獲量の制限、1日あたりの漁獲量の制限、定時休漁などが自主的な管理措置として設けられてございます。資源評価データにつきましては、漁獲量CPUEのほか、春期に行われる漁業調査の結果など、各種データが揃ってございます。こちらは県と水産資源研究所による資源評価が行われておりますが、水準は低位で、さらに減少傾向にあります。非常に厳しい状態でございますので、資源管理の方向性としては、資源の動向を令和10年までに増加させることを提案してございます。ただし、こちらも海洋環境の変化の影響を受ける可能性が大きい種のため、その影響を考慮する必要があるということを記載してございます。

8ページはえぞあわびでございます。こちらは昭和40年代以降、種苗放流が行われている魚種でございますが、近年、漁獲量が低迷しており、生育環境の整備と合わせた対策が課題となっております。また、密漁の対象となりやすいという特徴もあり、密漁対策も重要な種となっております。自主的な管理措置としては、開口日数の制限が行われ、各漁協や支所ごとに開口日数が制限されています。資源評価データとしては、漁獲量を用いた評価が行われており、水産資源研究所による資源評価が行われております。水準の動向としては横ばい傾向が見られ、方向性としては資源の水準を令和10年までに中位以上に回復させることを目指しています。

9ページはしろさけでございます。こちらは2019年度から特に著しく減少している状態でございます。自主的管理措置としては、刺し網漁業の定時休漁や種苗放流への協力が定められております。例えば、放流時に協力を求められた際に網上げをするといった協力が定められています。資源評価データとしては、親魚来遊数を用いております。また、ここでは水研による国際漁業資源としての資源評価や、県としての資源評価が行われております。どちらにしても、資源の水準動向は低位、減少でございます。こちらもかなり厳しい状態ではございますが、現在、宮城県さけます増殖振興プランで、前年度の尾数を20%上回る稚魚の放流が行われる予定です。資源を確保することが目標として定められており、資源管理の方向性はそれに合わせる形となっております。

10ページのまあなごでございます。まあなごは本県の水揚げ量のうち、最大で6割程度が宮城県漁協表浜支所で取り扱われております。表浜が一番の産地でございますが、こちらは南方の産卵場から稚魚のときに黒潮系水に輸送され、本県海域に来遊するという性質を持った魚種でございますので、海洋環境の変化に伴い、時には大量に輸送されることがあります、その漁獲量との関係は今のところ不明とされております。近年、漁獲量は減少しているように見えますが、解析したところ、新型コロナウイルス感染症によって商取引の機会が減り、出漁自体が減少しているというデータが得られております。その影響が大きいのではないかと考えられます。自主的管理措置としては、稚魚の漁獲禁止や小型魚の放流などが行われており、はもどうの制限などが行われております。資源評価データとしては、漁獲量と表浜地区におけるCPUEが用いられております。こちらも県と水研による資源評価が行われており、資源の水準は中位、横ばいと判定されております。漁獲量だけを見ると少ないですが、コロナウイルスの影響や表浜支所のCPUEを考慮すると、中位、横ばいと判定される状況でございます。資源管理の方向性としては、資源の水準を中位以上に維持することを目指しております。

11ページはあかがいでございます。こちらは石巻や仙台、閑上、亘理などに水揚げされている魚種でございます。あかがいは貝毒による出荷自主規制の長期化の影響を受けやすい魚種であり、2018年から2020年、2022年には漁獲量が減少しております。自主的管理措置としては、定時休漁や漁具の構造制限などが行われております。資源評価データにつきましては、現在、漁獲量がほぼ唯一の情報源となっており、データの追加収集が進行中でございます。こちらの資源の水準動向は現在、低位、減少と評価されており、資源管理の方向性としては、令和10年までに中位以上に回復させることを目指しております。

12ページのうばがい、ほっきがいでございます。こちらの漁獲状況を見ますと、

2017年以降、漁獲量が増加しております。しかしながら、長期的な漁獲量のデータはまだ得られておらず、現在、資源評価に用いるデータを収集中でございます。自主的管理措置としては、定時休漁や漁具の構造制限などが行われており、県、水研による資源評価を行っている状況です。まだデータ収集が始まったばかりでございますので、資源の水準は不明とされ、動向は増加とされております。したがって、資源管理の方向性としては、漁獲量や漁獲努力量を現状維持とし、次回の検証時に科学的な知見に基づき方向性の見直しを行うことをお示しさせていただきました。

13ページのこたまがいでございます。こちらは2014年以降、こたまがいの漁獲量が急激に減少しておりますが、その理由として、漁業者がうばがいにシフトしたため漁獲努力量が極めて減少している状況でございます。自主的管理措置としては、定時休漁や漁具の構造制限などが行われており、資源評価データとしては漁獲量が使用されております。しかし、現在は漁獲量が極めて少ないため、データの蓄積が困難な状況でございます。そのため、資源管理の方向性としては、漁獲量や漁獲努力量を現状維持し、次回の検証時に科学的な知見に基づき方向性の見直しを行うことを提案しております。

最後に14ページのひらめでございます。ひらめは小型底びき網などの漁獲方法でとられる魚種であり、1990年代から種苗放流も行われております。東日本大震災後、資源量が増加しましたが、近年は漁獲量が減少しているものの、まだ震災前の水準を維持しています。自主的管理措置としては、保護区の設定や種苗放流にかかる水揚げ協力金などが行われており、年齢別評価データを用いた資源評価が行われております。ひらめは太平洋北部系群として、資源解析が行われており、目標管理基準が設定されております。今後いずれTAC対象魚種になるということを、目標としている種でございますので、現在別紙3でございますけれども、そのうち別紙2、別紙1に移行する可能性がある種でございます。資源の水準動向は現在、高位、減少と判定されてございますので、資源管理の方向性といたしましても、国が行う資源評価に合わせる形で目標管理基準値までに回復させることを目指しております。

続きまして15ページ御覧ください。これらの資源管理方針及び別紙にそれぞれの資源の、目指すべき資源量と言いますか、そういうものをお示しましたけれども、漁業者が自主的に作る資源管理協定につきましてはこの資源管理方針、別紙に基づいた形で作成いただくことになります。現在、旧漁業法時代にあった資源管理計画、宮城県内に18ございましたけれども、こちらが10個の資源管理協定に移行することになってございます。対象魚種につきまして、この表の中に書いてございますけれども、太字でお示したのがTAC対象種、別紙1があるもの。下線部分が今回追加される別紙3の対象種でございます。資源管理協定の対象となる種につきまして、全部別紙が存在するという状態になります。これらの別紙に書かれております資源管理の方向性に従って、資源管理協定を結んでもらうという形になってございます。資源管理協定の作業については並行して進めてございます。

16ページを御覧ください。宮城県資源管理方針本文について17ページ以降に載せてございますけれども、これの後ろに先ほどの別紙3の1から3の10までが付くことになります。それに合わせまして、本文の方も少し表記が変わることとなります。今まで具体的な資源管理の方針は別紙1から別紙9までに定めるものとするということが記載されて

ございましたけれども。漁業法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるにあたって、必要な資源評価が行われていない水産資源についての具体的な資源管理の方向性は別紙3の1から別紙3の10までに定めるものとするという一文を追加するものでございます。なお、この漁業法第11条第2項第2号関係といいますのは2ページで説明いたしました別紙3の対象種、国の別紙が作成されていない種という意味でございます。

17ページから20ページが資源管理方針本文となっておりまして、その後には現在制定されております別紙1の1から1の9が付いております。最終的に本文がこの16ページの案のとおり改正されまして、別紙3の1から3の10が後ろに付くという形になる予定でございます。説明は以上でございます。

○關会長

矢倉さんどうも御苦労様です。説明ありがとうございました。県から説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。発言の方法は変わらずお願いします。どなたか御質問等ありますか。

高橋委員お願いします。

○高橋（一）委員

長い説明ありがとうございました。皆さんいろいろと難しい文章を作りますが、私たち現場の人間にしてみると、つななしおきあみとかいかなご、しろさけ等々、どんな文章を組み立て構成しても、現実には回復に10年をみてもなかなか難しいんじゃないかなと思います。他は努力すれば、なんとかそれなりに回復するでしょうが、この方針づくりには県の皆さんのが大変頭を痛めるんじゃないかなと思いますが、私は無理だろうなという考えを持っております。以上です。

○關会長

御意見ありがとうございました。

佐藤課長お願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

御意見ごもっともかと思います。ただ、目標ということで定めているということで、御理解いただきたいのと、純粋に資源を回復させるための取組をどの程度やるのかという方面、漁業経営上の問題としてやっぱり積立ぶらすといった収入安定対策の基準になっていくことからすると、我々も同じような思いはないとは申しませんが、漁業者のためには、このような計画として整理しておくことが必要であろうと考えてございます。あくまで目標として掲げておくことで御理解いただければと考えてございます。

○關会長

ありがとうございます。高橋委員、よろしいですか。

○高橋（一）委員

積立ぶらすの対象、共済なんですね。でも、3年間も不漁状態が続くと、積立ぶらすもなかなか大変なことになりますよね。1年や2年間ならいいですけど。なかなか難しいですね、わかりました。

○關会長

他にございませんか。平井委員お願いします。

○平井委員

今の資源をいかに回復させるかということが、どのようにできるのかということに関する問題ですけども、自主的管理措置という、この協定の中で言う自主的管理措置の中に、資源を造成していく、例えば沿岸資源で貝類であれば、藻場の造成をしていくことによって、それが資源の増大につながっていくような、因果関係をうまく説明するのは難しいですけども、資源管理の中で藻場造成とか、沿岸の栄養塩がどの程度問題があったのかを考えていくために、栄養のモニタリングをするとか、そういう項目も自主的管理措置に入れられないか。今は、努力量に関する制限措置みたいなものが主にあって、一部は保護区もありますが、そういう資源を増やす方向の取組を協定の中に盛り込むことはできないのでしょうか。

○關会長

生態的な関連の情報も盛り込めないかという御質問ですが。

杉田さんお願いします。

○水産業基盤整備課 杉田技術主幹

そういう内容を協定に盛り込むことは可能だとは思います。ただ、こちらの協定については、あくまで漁業者の方が自主的に策定するものとなっておりますので、漁業者の方々の意向にもよるとは思いますが、まずは協定として立ち上げたというところがございます。協定への移行を進めながら、資源評価とか資源状況を見ながら、漁業者の方とも、試験研究機関とも話しながら今後検討させていただきたいと考えております。

○關会長

どうもありがとうございました。よろしいですか。

平井委員、どうぞ。

○平井委員

我々が委員になる2、3年前、宮城の水産基本計画を見せていただいた中に、大きな目標として、ブルーカーボン利活用というのがあったと思いますが、県の目標をつくっている中で、例えば藻場の造成などは今後沿岸の資源を増やしていくという方策としては重要な方法だし、最近はブルーカーボンに対して認証制度なんかも出てきて、水産業のイメージのアップ、利益にもつながる可能性もあるだろうと思うので、ぜひ検討していいんじゃない

ないかと思いました。

○關会長

大変建設的な御意見ですが、今回は新しい漁業法の管理の中で、自主的な資源管理体制を構築するための10種についての記載ということでしたので、今、平井委員から御指摘の内容は県の今後、将来のブルーカーボンなどを含めた漁業の体制を向上させる方針ですので、それはそれで進めていらっしゃるんだろうと思います。

佐藤課長お願ひします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

ありがとうございます。会長のおっしゃるとおりでございますし、平井委員のおっしゃるとおり、様々な環境への取組、アプローチが資源の向上につながるだろうというのは、我々ももちろん思っておりますし、今おっしゃったブルーカーボンの取組などは、別途事業として県としても取り組んでまいります。ただし今回は漁業者の方々の自主的な取組に限定して、今のところは載せさせていただいておりますので、試験研究レベル、普及レベルも含めて、取組が明らかに資源に対してプラスの効果があるという科学的な知見が出れば、漁業者の方々とお話ををして、みんなでやろうよという段階になれば、当然ここに載せてくることとなろうかと思ってございます。御意見ありがとうございます。まさしくそのとおりと考えております。

○關会長

平井委員よろしいですか。他にございませんでしょうか。ございませんね。

なければ、宮城県資源管理方針の変更については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和6年3月22日付け水整第454号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

----- 審議事項終了 -----

【協議事項】

○關会長

それでは、協議事項に移ります。協議事項「令和6年度海区漁業調整委員会開催計画について」を上程いたします。事務局から御説明願います。

庄子さん、お願いします。

○事務局 庄子技師

私の方からは協議事項「令和6年度海区漁業調整委員会開催計画について」御説明させていただきます。1ページから2ページが、令和6年度の宮城海区漁業調整委員会の開催計画案となってございます。来年度ですけれども、今年度と同様、年9回の開催を予定しております。7月、10月、1月を休会予定としております。令和6年度の議題につきましては、基本的には本年度の議題をベースにしておりますが、それに加えて3年間の許可の有効期間が終了する知事許可漁業に関する審議があるため、それらを追加しております他、前回2月の委員会で期間を12月までといたしましたかご漁業の委員会指示の審議の時期というものを、11月に変更するなどしております。また、最後の3月の委員会なんですけれども、令和6年度はちょうど22期の委員の満了になりますし、次期23期を選任する時期に当たっておりますので、3月の海区委員会では、引き継ぎ事項についての協議事項というのも追加してございます。こちらはあくまでも計画ということで、令和6年度の海区漁業調整委員会の開催計画につきましては、時期によって変更等が想定されますので、近くなつた際は改めて委員の皆様に御連絡、御周知を図りたいと考えてございます。また、隣県海区との交流会につきましては、来年度に持ち越しとなった福島の交流会を6月、岩手との交流会を本年度と同じ9月というふうに仮に予定しております、いずれも本県において開催となります。他県の海区事務局とは今後スケジュールですとか、行程について調整の方はいたしますけれども、内容について海区委員会でも協議させていただきまして、また時期が近づいてきましたら、改めて委員の皆様には御周知の方をさせていただければと考えております。

最後ですけれども、3ページから4ページには参考として令和5年度の開催実績を添付してございますので、後ほど御確認いただければと思います。私からの説明は以上となります。

○關会長

どうも説明ありがとうございました。

御質問等ございましたら発言願います。

どうぞ、鈴木会長代理。

○鈴木会長代理

岩手との交流なんですけども、去年あんまりハードなスケジュールだったんですね。岩手から日帰りで帰ってきて、例えば仙台に着くと、そこからうちに帰るために2時間半3時間かかる人たちいるんですね、そういうのを少し配慮してもらえないですかね。結局泊まるんだったら泊まる。日帰りだったら、もう少し時間を短縮するとか、そういう方法はあると思うんですよね。その事務局の方で考えて欲しいなと思うので、どうでよろしくお願ひします。

○關会長

そういう御要望ですので、御配慮お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

他にございませんか。

なければ、令和 6 年度海区漁業調整委員会開催計画についてはこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。報告事項（1）「第 40 回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

庄子さんお願いします。

○事務局 庄子技師

私の方から、報告事項（1）「第 40 回太平洋広域漁業調整委員会について」を御説明させていただきます。資料は、第 40 回太平洋広域漁業調整委員会の概要を示したもので、先ほど会長の御挨拶にもありましたとおり、令和 6 年 2 月 29 日に農林水産省及び WEB 会議で太平洋広域漁業調整委員会の部会である太平洋北部会及び第 40 回太平洋広域漁業調整委員会が開催されました。会長は会場に、事務局職員は WEB にて出席いたしました。結果といたしましては、上程された議題については全て承認されているところでございます。資料の構成についてですが、この概要資料の後ろに実際に会議で使用された資料を添付しております。しかし、数が非常に多いため、今回は概要資料で御報告いたします。詳細については後ほど御参照いただければと思います。

まず、第 31 回太平洋広域漁業調整委員会の太平洋北部会の概要について御説明いたします。こちらは委員会に先立って開催されたもので、次の議題が取り上げられました。（1）広域魚種の資源管理について、①太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況について、②太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について、③マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組について、水産研究教育機構及び水産庁仙台漁業調整事務所より内容説明がありました。委員からは、マダラ太平洋系群と陸奥湾産卵群の管理の個別化に関する質問があり、水産庁からは「太平洋系群の 1 つとして管理しています」との回答がありました。また、CPUE（漁獲努力単位当たりの漁獲量）が減少傾向にあるさめがれいの具体的な資源管理の方策についての質問があり、水産庁は「現状の把握を進め、漁業関係者と調整しながら慎重に進める」と回答しました。他にも、保護区の設定や福島沖底船が他海域に入漁することによる漁業への影響などについて質疑があり、議論がなされました。その他、大きな質問はなく、次回開催についての説明がありました。

続いて、第 40 回太平洋広域漁業調整委員会の概要について御説明いたします。議題として（1）太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について、（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、（3）広域魚種の資源管理について、（4）その他という議題が上程されました。まず、（1）の太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示についてですが、こちらは水産庁より説明があり、結果として承認されました。内容としては、令和 3 年 6 月 1 日から太平洋広域漁業調整委員会の指示により、小型魚の採捕を禁止、大型魚の採捕量報告、資源管理の枠組みの中で支障をきたすおそれがある場合は採捕禁止等の措置を行っています。現行の委員会指示の有効期間が令和 6 年 3 月 31 日までのため、

令和6年4月以降の委員会指示を発出するために審議されたものです。従前との変更点は、資料に示したとおりですが、まず大型魚の報告期限が陸揚げした日から5日以内だったものが3日以内に短縮されました。これは、早めに採捕禁止の命令を出しても、事後報告が積み上がってしまい、枠が超過することを防ぐためです。実際の採捕報告は、ほとんどが採捕当日から遅くても翌日までに行われているため、3日に短縮しても現場の作業にはほとんど支障がないと判断されています。また、有効期間については令和6年4月1日から令和7年3月31日までに変更されています。こちらは日付の更新です。また、委員会指示には載らない部分ですが、採捕期間別の数量が、これまでの実績を考慮して変更となっています。これは令和5年の採捕実績に基づいた変更です。さらに、違反者への対応方針が一部変更され、委員会指示違反が見られる場合には速やかに会長に報告し、農林水産大臣に対して裏付け命令の発出を申請できるようになりました。これに対し、出席した各遊漁団体からは基本的に賛成の意見、他に許可制の導入の提案や、枠を消化しないためのキャッチアンドリリースの釣りを認めて欲しいといった意見がありました。これらに対し、水産庁からは、将来の制度については今後議論になりますとの回答があり、キャッチアンドリリースについては「狙って釣る行為」であり、採捕禁止の指示とは馴染まないと説明がありました。他にも、取り締まりの際にキャッチアンドリリースと説明がされた場合に取り締まりが困難になると回答がありました。委員からは、釣り団体が把握している遊漁船の割合や報告書の様式についての質問や意見がありましたが、委員会指示の方針や内容に対する反対意見は特に無く、委員会指示の発動が承認されました。

次に、(2)の太平洋南部キンメダイに関する委員会指示についてですが、こちらは宮城県の関わりが薄い内容で、水産庁から説明があり、異議なく承認されました。当該漁業は、太平洋の公海では大臣許可漁業、各都道府県の管轄海域では漁業権漁業や知事許可漁業として営まれており、我が国のEEZ内では自由漁業として行われています。こちらは資源の管理回復を図るために、委員会指示より規制海域において底刺し網漁業に係る規制を強化し、きんめだいの漁獲を制限するものとなっております。これは、委員会に先立って開催された太平洋南部会で内容が議論されており、現行指示の変更点は、指示の期間の更新のみとなっており、特に質疑なく承認されました。

次に(3)の広域魚種の資源管理ということですけれども、①の部会における取組については、水産庁より太平洋北部会及び南部会での議論内容というものを紹介され、特に質疑応答等はございませんでした。②のまさば太平洋系群というものにつきましては、水産研究教育機構および水産庁より説明があり、資源量は年によって変動するものの、ある程度高い水準であること、資源管理の取組などが紹介されました。委員からは、ロシアによる漁獲が我が国のEEZ内かという質問があり、水産庁からは一部EEZが含まれるとの回答がありました。

続きまして、(4)その他として、まず①TAC魚種拡大に向けた検討状況についてということで、水産庁より各魚種系群についての、資源管理手法検討部会、ステークホルダーカンファレンスの開催状況、内容が説明されまして、これについて委員からは、太平洋におけるとらふぐは系群とみなさないのか等の質疑がありました。続いて、②令和6年度資源管理関係予算について続いて、③その他ということについて水産庁より説明がありました。大きな質疑等はなく、最後に次回の開催についてアナウンスがあり、令和6年11月ということ

で予定されているということでございました。私の方からは報告は以上になります。

○關会長

庄子さんありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

他にございませんか。

なければ、報告事項（1）「第40回太平洋広域漁業調整委員会について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）「区画漁業権における資源管理の状況等の報告について」を上程します。県から御説明願います。

岡村さん、お願ひします。

○水産業振興課 岡村技師

私の方から資料6を用いて、区画漁業権における資源管理の状況等の報告について御報告差し上げます。1、概要ですけれども、令和2年12月1日に施行されました改正漁業法において、漁業権者は資源管理の状況等について知事への報告義務が新たに定められております。都道府県知事が定める方法により、年1回以上知事が定める日までに報告を行っていただきまして、その内容を県は海区漁業調整委員会へ年1回以上報告するものとされております。下の点線の枠で囲っている部分につきましては、この資源管理状況等の報告の関連する法令の抜粋となってございます。

2ページ目御覧ください。2といたしまして令和4年度実績の報告対象期間についてですけれども、下の表にお示ししております。上から4行目までの定置漁業権、共同漁業権につきましては、前回2月の委員会で御報告しておりますので、今回は省略させていただきます。この表の1番最後に記載しております区画漁業権について、今回の委員会で御報告差し上げるものになりますが、その報告対象期間はほたてでは、令和4年4月から令和5年3月に水揚げ開始した時、ほたて以外の魚種に関しては、令和4年9月から令和5年8月に水揚げを開始した漁期となっております。また、その下の表の方に品目ごとの生産時期と報告対象期間をお示ししております。次に3、報告対象といたしまして、漁業権の免許の状況となってございます。今回御報告差し上げます区画漁業権については、下から2行目のものとなってございまして、免許されている件数は576件。免許期間につきましては、平成30年9月1日から令和5年8月31日までとなっております。令和5年9月1日に漁業権一斉切り替えを行いましたので、今回御報告するものは、切り替え前の免許に関するものとなってございます。またその右に移りまして主な漁業といたしましては、貝類垂下式養殖や魚類養殖となってございます。

次の3ページ目を御覧ください。令和4年度資源管理の状況等の報告の概要といたしまして、1、確認結果でございます。各漁業権者から御提出いただきました資源管理の状況等の報告をもとに、記載内容の確認や関係団体からの情報収集により、漁業権の活用状況の確認をしました。（1）といたしまして、報告の提出状況でございますが、免許されてい

る576件すべての区画漁業権について漁業権者から報告が御提出いただいております。

(2) いたしまして、資源管理の状況ですけれども、576件すべての漁場において、漁場利用計画を策定し、漁場環境調査や養殖施設間隔の確保など、取組が適切に行われておりました。次に(3) いたしまして、漁場の活用状況ですけれども、県内全域において、それぞれの漁場の特性に応じた養殖種の養殖に漁場が活用されておりました。主要な養殖漁場におきましては漁場の相当程度が利用されておりましたが、このうち256件の漁場においては、一部または全部を利用されていないケースが確認されました。漁場が利用に有効されていなかった理由につきましては多いところで言いますと、漁場環境の改善や震災に起因するものなど、いずれもやむを得ない理由であったと判断しております。カギ括弧でお示ししたのが、有効に活用されなかつた主な理由となってございます。その内訳につきましては、養殖施設の間隔を広くして漁場環境の改善を努めているものについては59件、行使者の病気により、一時的な休業によるものは1件。また、高水温など漁場環境の悪化によるものに関しては38件。また種苗確保、生育不良、貝毒発生等の養殖生産を取り巻く環境の変化によるものに関しては23件。震災に関するものに関しては166件となってございます。震災に関するものに含まれるものにつきましては、復旧工事や原発事故を起因とする販路回復の遅れ、また復興計画の見直し等が含まれてございます。

次に2 いたしまして、評価の結果でございます。576件のうち問題なしとしましたのは567件といたしました。このうち適切かつ有効に活用されている漁業権につきましては311件。有効に活用されていない漁場につきましては256件となってございます。この256件のうち、今後活用見込みがある漁場に関しましては247件ありました。残りの問題ありの漁場につきましては9件となってございますが、今後も漁場活用が見込まれていない9件に関しては、問題ありと判断いたしましたが、いずれも令和5年漁業権一斉切り替えにおいて廃止などの調整を行っていることから、指導は省略いたします。問題なしとしたもののうち、有効に活用されていなかつた256件につきましては、いずれも漁場環境改善や震災に起因するものなどの理由によるものでありまして、合理的な理由であったと考えられたことから、今後漁場の活用が見込まれている247件については問題なしと判断しております。

4ページを御覧ください。こちら4ページ目以降は漁業権区域ごとの漁場の評価等を記載しておりますが、全部で576件ありますので、後ほど御確認いただければと思います。私からは以上になります。

○關会長

岡村さん、どうもありがとうございました。県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言願います。

なければ、報告事項(2)「定置・共同漁業権における資源管理の状況等の報告について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

その他に入ります。

何かございますか。

なければ、本日は、今年度最後の委員会ですので、今年度で退職される県職員の方から一言頂戴したいと思います。

吉田部長、お願ひいたします。

○水産林政部　吉田部長

この度は、3月末をもちまして退職することとなりました。職員は今年度から1年、定年は延びるんですけども、ただ役職定年ということで役職の方は退くというふうなことになります。そういうこともございまして、この際、退職ということで県職員の方を辞させていただくということになりました。皆様には、この2年間、本当に大変お世話になりました。ありがとうございます。

海洋環境の大きな変化がまさに続いた2年間であったと思います。その間、不漁対策、あるいは新たに増えている魚種への漁獲対策ですね。いろいろ御指導いただきました。本当にありがとうございました。新年度は、現在、登米の地方振興事務所の所長しております中村所長が私の後任として参りますので、皆様には引き続き御指導の方、よろしくお願いしたいと思います。本当にこの2年間、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

○關会長

ありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局　高橋総括次長

それでは、事務局から、次の海区漁業調整委員会の開催日時について、連絡いたします。次回は、4月23日(火)、午後2時から、場所は今日と同じ県庁9階第一会議室で開催を予定しております。事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

○事務局　高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置（案）等について
- (2) 宮城県資源管理方針に係る令和6管理年度の知事管理漁獲可能量について
(くろまぐろ（大型・小型）・すけとうだら・するめいか)
- (3) 宮城県資源管理方針の変更について

協議事項

令和6年度海区漁業調整委員会開催計画について

報告事項

- (1) 第40回太平洋広域漁業調整委員会について
- (2) 区画漁業権における資源管理の状況等の報告について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長 関 仁夫

署名委員

署名委員 大江清男

書記 石森裕治

瀧上留子